

## 第1回定例会議事日程（第5号）

- 第 1 議案第21号 いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第22号 いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 議案第23号 いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第24号 いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第25号 いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第26号 いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第27号 いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第28号 いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 国特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算
- 第10 介特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計予算
- 第11 療特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計予算
- 第12 後特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算
- 第13 議案第29号 戸崎漁港区域内の公有水面埋立てについて
- 第14 議案第30号 市道の廃止及び認定について
- 第15 予算議案第7号 平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）
- 第16 国宿特予算議案第4号 平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）
- 第17 簡水特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算
- 第18 公下水特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算
- 第19 市場特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算
- 第20 国宿特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算
- 第21 漁集排特予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算
- 第22 水道予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市水道事業会計予算
- 第23 陳情第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情
- 第24 予算議案第1号 平成26年度いちき串木野市一般会計予算
- 第25 予算議案第2号 平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第31号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 意見書案第1号 TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について
- 第27 閉会中の継続審査について

第 28 閉会中の継続調査について

第 29 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	平川秀孝君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	教委総務課長	白井喜宣君
副市	長	石田信一君	市来支所長	吉田裕史君
教	長	有村孝君	消防長	深山龍朗君
総務課	長	前屋謙三君	市民課長	萩原清美君
政策課	長	田中和幸君	福祉課長	東浩二君
財政課	長	中屋謙治君		

平成26年3月26日午前10時00分開議

△開 議

**○議長（下迫田良信君）** これから本日の会議を開きます。

△報 告

**○議長（下迫田良信君）** まず、報告します。

監査委員から報告のあった平成26年1月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第8号から第9号について、その写しをお手元に配付してあります。

また、教育委員会から報告のあった平成25年度教育委員会事務事業点検評価結果報告書についても、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第24

議案第21号～予算議案第1号一  
括上程

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第1、議案第21号から日程第24、予算議案第1号までを一括して議題とします。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

[総務委員長中村敏彦君登壇]

**○総務委員長（中村敏彦君）** 総務委員会に付託されました案件は、単行議案5件、陳情8件の計13件であります。

去る3月10日、委員会を開催し、陳情8件を除き、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第21号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、本年4月1日から施行される自治基本条例第32条に基づき設置される自治基本条例推進審議会の委員及び4月から設置される障がい者等基幹相談支援センターの相談員について、その報酬の額を定めようとするものであります。

説明によりますと、自治基本条例推進審議会について、委員は15名以内となっており、報酬の額は会

長が日額4,900円、委員が日額4,500円とのことでもあります。

また、障がい者等基幹相談支援センターについては、本年4月から福祉課内に設置し、本条例に基づく相談員としては、社会福祉士を週5日程度考えており、報酬を月額20万円以内と定めるとのことでもあります。

審査の中で、障がい者等基幹相談支援センターの業務内容について質したところ、業務内容としては身体障害や知的障害、精神障害に対応する総合的、専門的な相談支援や市内にある相談支援事業所への専門的な指導、また、障害支援区分の調査及び認定に関する業務などを行うとの答弁であります。

また、相談員の報酬額の根拠について質したところ、1日当たり1万円、月20日以内ということで20万円以内としたとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、いちき串木野市自治基本条例が本年4月1日から施行されることに伴い、関係する14の条例整備をしようとするものであります。

説明によりますと、自治基本条例第5条において、自治基本条例は最高規範性を持つ条例で、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならないと規定されており、それに係る本市条例の法体系の整備を11条例、また、公募委員に係る条文の整備を3条例行うとのことでもあります。

法体系の整備としては、関係条例の条文中に自治基本条例の規定に基づきという文言を加えることが主なる内容とのことでもあります。

また、公募委員については、自治基本条例第18条の趣旨を踏まえ、関係審議会等への市民参画を規定するものとのことでもあります。

審査の中で、公募委員を追加する意義について質したところ、自治基本条例の趣旨として市民参画を大きな3原則の一つにうたっており、今後、本市のまちづくりを進めるに当たっても、市政への参画が

可能になることで、市民の声をより広く聞くことができ、それを市政に活かせるとの答弁であります。

委員の中から、委員の公募については、市民への十分な周知に努めてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、平成23年度の人事院勧告を考慮して、平成18年度の給与構造改革に伴う経過措置額を廃止しようとするものであります。

説明によりますと、平成18年度の給与構造改革においては、民間水準との比較により平均で4.8%という大きな給料の引き下げが行われ、その際の激変緩和措置として、平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、現給を保障するという経過措置が設けられた。

その後、平成23年度の人事院勧告において、依然として公務員の給与が民間に比べて高いということで、この現給保障の経過措置について廃止するようとの勧告がなされ、今回、国が本年4月から経過措置を廃止することから、本市もこれにあわせて廃止するとのことであります。

なお、対象者は24人、全て55歳以上の職員で、月平均4,002円の引き下げになるとのことで、影響額は、年間で185万3,000円の減額を見込んでいるとのことであります。

審査の中で、今回の改正について職員の同意はとれているのかと質したところ、職員組合と協議し妥結しているとの答弁であります。

また、本市のラスパイレス指数の状況について質したところ、平成23年度が98.5、平成24年度が105.6となっており、平成25年度は99.9を目標に平均5.47%の給与の引き下げを実施したとの答弁であります。

さらに市内における民間企業との比較はなされているのかと質したところ、本市は人事委員会を設置しておらず、県の人事委員会や国の人事院の勧告を

参考に毎年見直しを行なっているとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

審査の中で、改正により本市の消防団員に影響があるのかと質したところ、条文の整備のみで影響はないとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令等が公布されたことに伴い、条文を整備しようとするものであります。

説明によりますと、本改正は、条例が準用している法律の条文の削除等による条文の整備のみで、内容的には変更はないとのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件について、陳情8件を除き、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これから、総務委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第21号いちき串木野市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決し

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号いちき串木野市自治基本条例の制定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号いちき串木野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号いちき串木野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第25号いちき串木野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、教育民生委員長の報告を求めます。

〔教育民生委員長東 育代君登壇〕

**○教育民生委員長（東 育代君）** おはようございます。

私ども教育民生委員会に付託されました案件は、単行議案3件、予算議案4件の計7件であります。

去る3月11日に委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査の経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第26号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、子どもにかかる医療費の無料化の対象を、これまでの未就学児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、いわゆる中学卒業までの者に拡充するため改正しようとするもので、あわせて対象範囲を拡充させたことに伴い、条例の名称をいちき串木野市子ども医療費助成条例と改めるものであります。

審査の中で、制度利用に係る支払方法について質したところ、これまで行っていた自動償還払いに変更はないとのことで、利用者は一旦、医療機関で一部負担金の支払いを行い、後日、指定の口座に市から振り込みがなされるとのことであります。

さらに委員から、窓口での支払いをなくする、い

いわゆる窓口の無料化はできないものかと質したところ、これまでも県市長会から県知事に対し要望を続けているが導入には至っていない。無料化を実施することで、県補助金がなくなることや国民健康保険調整交付金にも影響が出てくる関係で、市単独での窓口の無料化は難しい状況にあるとの答弁であります。

また、新制度の施行期日が10月1日となっている理由について質したところ、医師会や歯科医師会などの医療機関との協議調整、国保連合会との協議・契約、さらにはシステムの改修が必要であることから、平成26年10月診療分から対応したいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV法の一部を改正する法律が公布・施行されたことに伴い、条文において、ひとり親家庭の定義を整備しようとするものであります。

説明によりますと、ひとり親家庭の定義の一部について、これまでの配偶者及び事実婚の状態にある者からの暴力等に加えて、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力についても対象とする改正とのことであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地域主権改革一括法の施行による社会教育法の一部改正に伴い、条文を整備しようとするものであります。

改正の内容としては、これまで社会教育法において、委員の基準を定めていたが、今回、法改正により委員の基準は市町村の条例で定めるとなることから、条文を整備しようとするものであります。

なお、今回の条例改正は、委員の基準に変更があるものではなく、あくまで条文の整備を行うものとのことでもあります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億9,003万9,000円と定めようとするもので、前年度に対し1億4,456万5,000円、率で3.25%の増であります。

また、第2条で一時的借入金の最高額を、第3条では歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度の本賦課時に対し1.42%の減と見込んだ一般被保険者国民健康保険税のほか、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金等が主なるものであります。

歳出においては、平成25年度決算見込みに対し、約3.8%増を見込んだ一般被保険者療養給付費のほか、75歳以上の後期高齢者医療制度への現役世代からの支援金として、加入者数に応じて負担する後期高齢者支援金、40歳から64歳の介護保険第2号被保険者に係る介護納付金及びレセプト1件が30万円以上の高額な医療費に対し、保険者が国保連合会に対し拠出する共同事業拠出金が主なるものであります。

また、新規事業として、保険事業において50歳以上の5歳刻みの節目年齢を対象とする前立腺がん検診と、健康づくり（特定健診受診率アップ）事業を行うとのことでもあります。

審査の中で、まちづくり協議会が関係してくる新規事業の、健康づくり（特定健診受診率アップ）事業の事業内容や、各地区の特定健診の受診状況等について質したところ、事業内容としては受診率の目標値を60%と設定し、地区単位での目標達成の状況により、地区まちづくり協議会に交付金を交付する事業である。受診率の状況については、平成26年2月現在、1番受診率のよい地区は川北地区で56.29%、2番目が羽島地区で53.59%、3番目が大原地区の50.98%との答弁であります。

さらに、受診率アップに向けた取り組み状況について質したところ、看護師2名を雇い、過去二、三年受診していない方や隔年で受診をしている方などを戸別訪問し、受診しない理由についてのアンケート調査などを行うとともに、各地区の健康地域づくり推進員による受診勧奨の声かけも進めているとの答弁であります。

委員の中から、事業の推進に当たり、個人情報の取り扱いについてトラブルにならないよう十分に配慮すべきとの意見が述べられたのであります。

また、今回の予算が、前年度当初予算比3.25%増となる理由について質したところ、要因として高額療養費が大きな伸びとなっており、大きな病気、高額のコストを伴う高度医療を受ける人が増えてきている。特定健診を進める中で、早期発見・早期治療をしていくことが、やはり全体的な医療費抑制につながるものと考えているとの答弁であります。

また、医療費抑制に関連し委員から、ジェネリック医薬品の取り組みについて質したところ、平成25年9月末時点で、ジェネリック医薬品の利用率が32.6%、1,284万9,000円の効果額を試算しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、介特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億6,217万4,000円と定めるほか、第2条で一時借入金金の最高額、第3条で歳出予算の流用について定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、1款保険料では、団塊の世代と被保険者数の増加により、前年度の当初予算と比較し2,438万4,000円、率で4.0%増の6億3,413万2,000円を計上するほか、国庫支出金及び支払基金交付金並びに一般会計からの繰入金金が主なるものであります。

歳出においては、要支援及び要介護の方々に対する保険給付費35億8,485万2,000円のほか、介護保険の該当者となるおそれのある高齢者に対し、介護状態にならないようにするための介護予防事業などを

行う地域支援事業費が主なるものであります。

審査の中で、介護保険料が県内で一番高い理由と待機者との関係について質したところ、介護保険料は3年間変更しないため、現在でも県内1位という状況にある。保険料が高い理由として、本市は他市町村と比較すると施設整備が進んでおり、自宅での待機者も55人と少ない。施設が充足している関係で、現在は保険料が高くなっている状況にある。現在の状況としては、第5期の計画を策定したときより保険給付費が4.37%程度下回っており、若干黒字になるとの推計であることから、第6期の保険料の引き下げにつなげていきたい、との答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、療特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,137万3,000円と定めようとするもので、前年度と比較し77万3,000円、3.8%の増であります。

説明によりますと、歳入においては、施設利用者を延べ2,280人と見込んでの障害児通所支援事業収入と一般会計繰入金金が主なるものであり、歳出においては、職員2人と園長の給料の一部を計上した人件費のほか、障害児通所支援に係る管理運営費等が主なるものであります。

審査の中で、療育事業に対する正しい理解を一般の市民にも求めていくための情報発信のあり方等について質したところ、療育事業というのは重要な位置づけにあると認識している。今の療育園は移設して1年であり、施設機能において少々不自由なところもあることから、要望等に配慮し、順次必要な整備を進めていきたい。

情報発信については、これまで十分な取り組みがなされていないことから、広報紙やパンフレット等により周知を図りたい。広報に当たり、周知の方法や言葉の使い方など、療育を必要とする子どもの保護者の方々とも十分に協議を行い、慎重に対処したいとの答弁であります。

さらに委員から、療育事業の推進に当たり、市と療育園父母の会、そして病院の先生との連携を密に



するための協議会等を設置すべきではないかと質したところ、平成26年4月から、新たに療育事業を開始されるところがあるとのことで、療育を行える事業所が2カ所になることから、現在、療育園の管理者と保健師が集まり、双方において良好な療育を行うために、お互いの情報の共有、情報交換ができるように協議を行っているとのことで、連携を強めていきたいとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算であります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億991万9,000円と定めようとするものであります。

説明によりますと、歳入においては、前年度の当初予算に対して、保険料改定と被保険者数増加の影響により9.28%の増と見込んだ後期高齢者医療保険料のほか、低所得者に対する政令減税相当額を県と市で負担する後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が主なるものであります。

一方、歳出においては、後期高齢者医療保険料及び軽減補填分として一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するための後期高齢者医療広域連合納付金が主なるものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、教育民生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

これから、討論・採決に入ります。

まず、議案第26号いちき串木野市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号いちき串木野市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号いちき串木野市社会教育委員条例及びいちき串木野市公民館運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算について福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

**○3番（福田道代君）** 私は、国特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民健康保険特別会計予算に反対し、討論を行います。

国民健康保険は、健康保険など、ほかの被用者保

険に加入していない労働者や農漁民、自営業者、無職の人などを加入対象としております。このまちの人々が近隣の大企業の撤退により失業し、新たな就職先も非正規職員や契約職員、アルバイト、パート職員が中心であり、賃金も切り下げられ不安定な状況に置かれております。高齢者も昨年から年金が3年間で1.5%切り下げられ、可処分所得は減少し、さらに追い打ちをかけるように4月から消費税8%に引き上げられるような方向で、市民の生活はますます厳しい状況に追い込まれております。

こういう中で、全国では、この市民の生活を安定させていくということで、法定外の国保に対して1万円の繰り入れが行われているということと、鹿児島県下では、65%の自治体が法定外の繰り入れを行っているというのが現実です。国保会計を支え、セーフティネットの役割となる国保の制度が、今、市民の暮らしには必要不可欠と思います。市民の暮らしと命を守っていくためにも一般会計20億円もある基金から繰り入れを行い、市民の負担を軽減することによって、年間2億円もある滞納金の解決にもつながることではないでしょうか。国民健康保険法の第1条と地方自治法第1編第1条の2項に地方公共団体の適切な役割分担がうたわれております。この内容を国保会計の中にも十分に対応していただきたいと反対討論を行いました。

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市介護保険特別会計予算について福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

**○3番（福田道代君）** 私は、介護保険特別会計予算に反対し、討論を行います。

介護保険分野では2015年からの第6期介護保険事業計画に向けて通常国会で介護保険法を大改悪し、これまでにない利用者の給付削減、負担強化などが狙われ、たくらまれております。今回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を完全に放棄し、公約給付を削り、そしてお年寄りの介護の責任を再び家族や地域に押しつける内容と言えるのではないのでしょうか。

介護保険は現在の高齢者だけの問題ではありません。年間10万人を超える人が家族の介護のため、離職、転職を余儀なくされている中で、今や現役世代を含めた国民的な課題となっており、介護保険制度の充実を求め、幅広い個人と団体との協働条件が大きく広がっています。介護の自己責任化ではなく、公的責任発揮を前提にした真の介護、そして社会化を求めることが最も、今、必要だと思っています。

県下で一番高い介護保険料ということで言われておりますが、要介護1、2と言われる方たちの介護外しもこれから先、行われるというようなことも指摘されています。今、介護の専門性の問題、ボランティアではなく介護を行っていく人たちの専門的な制度、そして介護の充実を求めて反対討論といたします。

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、療特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市療育事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について福田道代議員の発言を許します。

〔3番福田道代君登壇〕

**○3番（福田道代君）** 私は、いちき串木野市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論をいたします。

2014年4月から75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の4回目の保険料の改定が行われ、2014年、2015年度の保険料が決まってまいります。そこで、全国平均保険料の引き上げが予想されます。これは高齢者1人当たりの医療費増大や若年人口の減少に伴って75歳以上の高齢者が保険料として負担する率、制度開始時10%、前回保険料改定時の10.3%の引き上げが見込まれています。

いちき串木野市の高齢者の保険料は、後期高齢者の保険料賦課限度は国保との整合性をとり、55万円プラス2万円となり、9.3%の引き上げとなっております。高齢者への負担をもっと軽減するためにも、保険料を上げず現状維持とする見通しの広域連合も生まれています。積極的に財政安定化基金を活用して、高過ぎる保険料の抑制を求め、反対討論といたします。

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。次に、産業建設委員長の報告を求めます。

〔産業建設委員長平石耕二君登壇〕

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 産業建設委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案8件、陳情1件の計11件であります。

去る3月12日、委員会を開催し、審査が終了いたしましたので、その審査の経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、付託案件に関する現地調査を実施したところであります。

まず、議案第29号戸崎漁港区域内の公有水面埋め立てについてであります。

本案は、戸崎漁港に漁港施設用地を築造するため、公有水面埋立法の規定に基づき県知事から意見を求められ、同法の規定により議会の議決を求められたものであります。

説明によりますと、戸崎漁港施設用地の埋め立てに関する総事業費は約6億円で、平成26年度から平成28年度まで3カ年での完成を目指しているとのこととあります。

委員の中から、埋め立てに当たっては、漁業関係者と協議を行い、十分意見を尊重してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。次に、議案第30号市道の廃止及び認定についてであります。

本案は、道路新設に伴い、接続する市道の起点・終点の変更が生じる久木野線を廃止し、新たに久木野線及び久木野1号線を市道認定するとともに、新たに西島平町7号線、麓東線及び払山1号線を認定するため、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で、久木野線から県道へ出る際に、見通しが悪いことから、ロードミラーを設置する考えはないかと質したところ、現地で検討した結果、運転者がロードミラーに頼り過ぎることが懸念されるため、ロードミラーを設置せずに、自分の目で確実に確認をする方がよいと判断したとの答弁であります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第7号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、7款商工費1項3目観光費で、指定管理者納付金の減額による国民宿舎特別会計への繰出金の追加であります。

説明によりますと、さのさ荘、吹上浜荘及び温泉センターの電気料金が値上げにより増額となったため、3施設の指定管理者納付金3,400万円について、増額になった電気料金相当分481万3,000円を減額し、2,918万7,000円とするとのことあります。

審査の中で、同じように電気料金の負担が増えている他施設の指定管理者との整合性について質したところ、納付金等について、社会状況の変化等による協議の申し出があれば、協定書に基づき真摯に対応していくとの答弁であります。

また、電気料金増額分の確認方法等について質したところ、毎月、収支状況の報告を受けており、電気料金の請求書や領収書についても全て確認している。平成24年度と25年度の電気料金の比較について、4月から12月分は実数であり、1月から3月分は見込みであるが、1月分の見込みと実数は誤差の範囲であり、見込みは適正であると考えているとの答弁であります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入において、指定管理者納付金を減額し、これに見合う一般会計繰入金を増額するものであります。

本案は、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、簡水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億1,852万5,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款公営企業収入で、4地区に係る簡易水道料金1億7,270万6,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。1款簡易水道事業費の主なるものは、羽島地区簡易水道等に係る設計委託料等7,548万7,000円、及び工事請負費2億7,700万円の計上であります。なお、簡易水道については、平成28年度に上水道に統合する予定とのことあります。

審査の中で、簡易水道と上水道を統合する理由について質したところ、この統合は国の指導によるもので、経営基盤の強化が目的であるとの答弁であります。

また、布設替えを行なっている水道管は、地震に対応しているのかと質したところ、現在、全ての布設替えで地震に強い耐震管を使用しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、公下水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億7,254万9,000円と定めるほか、第2条で地方債、第3条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

歳入の主なるものは、1款事業収入で、公共下水道使用料1億9,203万4,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。2款事業費の主なるものは、串木野クリーンセンター耐震化診断に要する経費1,700万円、新港ターミナル付近及び西塩田地区の汚水枝線管渠築造工事に係る工事請負費800万円の計上、3款公債費は、起債借入に係る償還元金及び利子5億866万2,000円の計上であります。

委員の中から、下水道施設が壊れるようなことがあると、長期間にわたって市民生活に影響を与えることから、耐震化診断については十分精査し、必要であれば早急に耐震補強をしてほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、市場特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,056万2,000円と定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款使用料及び手数料で、土地、建物等に係る地方卸売市場使用料332万9,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。1款総務費は、市場施設に係る維持管理経費が主なるもので、2款公債費は、起債借入れに係る償還元金及び利子1,024万4,000円の計上で、平成26年度末地方債償還残高は1,000万6,000円となり、平成27年度で償還が終了するとのことであります。

審査の中で、串木野青果株式会社の経営状況について質したところ、実際に競りに参加される方は、市内17名、市外8名の計25名で、25年度売上高は約2億円である。地元農家の方々に出荷を呼びかけたり、大口の取引先を訪問するなど、販路拡大・取扱量の増大に向けて取り組んでいるが、農家人口の減少や流通形態の変化などにより、大変厳しい状況にあるとの答弁であります。

委員の中から、平成27年度で地方債償還が終了することから、売上増につながる施策とあわせて、市場使用料の減免についても検討してほしい旨の意見が述べられたのであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6,345万3,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入は3款諸収入で、さのさ荘、吹上浜荘及び温泉センターに係る指定管理者納付金500万円の計上が主なるものであります。

次に、歳出についてであります。

1款国民宿舎事業費は、さのさ荘のみさきの間音響設備、カーペット張替修繕及び吹上浜荘のエレベーター修繕に係る経費の計上、2款温泉施設事業費は、消防用設備の修繕に係る経費等の計上、4款公債費は、さのさ荘及び吹上浜荘の起債借入に係る償還元金及び利子の計上であります。

説明によりますと、昨年末に指定管理者から、平成26年度の納付金減額について申し出があり、協議の結果、平成24年度及び平成25年度の納付金未納分が完納されること等を条件として、平成26年度分については、緊急避難的な措置として2,900万円を減額し500万円プラス剰余金の2分の1としたいとのことあります。

なお、26年度に両国民宿舎のあり方について検討することとしており、その結果により27年度以降の管理について判断したいとのことあります。

審査の中で、納付金500万円の根拠について質したところ、さまざまな社会経済状況の変化を受け、厳しい経営状況にあることを踏まえながら、指定管理者と協議を重ね、今回の納付金500万円の3施設への振り分けについては、現在の納付金額により案分しているとの答弁であります。

また、平成26年度の納付金が滞納となった場合の対応について質したところ、そのような事態は想定していないが、そうならないように、しっかりと経営についてもチェックしながら進めていきたいとの答弁であります。

さらに、委員の中から、市は経営状況を把握し、早目に対応する必要があるのではないか、指定管理者は苦しい経営を強いられており、指定管理者による管理は困難であるため、今後は市が運営するべきではないか、今回の納付金の大幅な減額は常識では考えられない等の意見が述べられ、委員から修正案が提出されたのであります。

修正案の内容は、2款繰入金的一般会計繰入金5,845万2,000円を5,378万6,000円に、3款諸収入の雑入、指定管理者納付金500万円を966万6,000円とするものであります。指定管理者納付金の内容は、さのさ荘は2,000万円から500万円を差し引いた残りの1,500万円の3分の1の500万円に、吹上浜荘は、

840万円を3分の1の280万円に、温泉センターは560万円を3分の1の186万6,000円に、合計966万6,000円とするものであります。

なお、加算する剰余金の2分の1については、協定書のとおり4分の1とすべき旨の意見が述べられたのであります。

修正案については、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

また、修正部分を除く原案についても、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

本案は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,575万3,000円と定めるほか、第2条で一時借入金の最高額について定めようとするものであります。

まず、歳入の主なるものは、1款事業収入で、124戸分を見込んだ下水道使用料525万1,000円の計上であります。

次に、歳出についてであります。

1款漁業集落排水事業費は、処理場やマンホールポンプ等の維持管理に要する経費556万8,000円の計上、2款公債費は、起債借入に係る償還元金及び利子1,018万5,000円の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水道予算議案第1号平成26年度いちき串木野市水道事業会計予算についてであります。

水道事業については、平成26年度の業務予定量を給水戸数8,295戸、年間総給水量298万立方メートルと見込んでおります。

まず、収益的収入の主なるものは、1款水道事業収益で、水道料金及び加入金4億298万7,000円の計上であります。

次に、収益的支出についてであります。1款水道事業費用の主なるものは、1項1目原浄配給水費で水道施設維持管理に係る委託料、動力費等1億1,963万9,000円の計上、2項1目支払利息及び諸費は、施設整備費として借り入れた企業債の利息

6,319万9,000円の計上、3項特別損失は、過年度分賞与引当金等520万1,000円の計上であります。

次に、資本的収入の主なるものは、第6次拡張事業等建設企業債1億6,000万円の計上であります。

次に、資本的支出についてであります。1款1項建設改良費は川上ポンプ場、芋野原配水池整備等に要する事業費1億9,930万円の計上が主なるものであります。

なお、水道事業会計については、平成26年度から、地方公営企業の会計制度の改正により、借入資本金制度、補助金等により取得した固定資産の償却制度の見直しや引当金の計上が義務づけられるなど、大幅な見直しがなされております。

審査の中で、特別損失として計上されている過年度分の賞与引当金の内容について質したところ、地方公営企業法改定により、平成26年度から、新たに、賞与引当金等の計上が義務づけられたため、平成25年12月から本年3月に負担すべき金額について過年度分として計上しているとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情であります。

この陳情は、日置市伊集院町下谷口1810番地さつま日置農業協同組合代表理事組合長、宇都清照氏外1名から提出されたものであります。

陳情の趣旨は、T P P交渉については、昨年末までの妥結を断念し、引き続き協議を続けていくこととなり、今後も国益をかけた厳しい交渉が続くと予想される。

政府は、国会決議等を守るとの交渉姿勢を堅持しており、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、十分な情報は開示されないままである。T P Pは農林水産業のみならず、食の安全、医療、保健、I S Dなど、国民生活に直結する問題であることから、政府は早急に十分な情報を開示すべきであるとして、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出を求められたものであります。

委員の中から、T P P交渉については本市にとつ

て、重要な問題である等の意見が出され、本件は、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** これより、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

**○6番（大六野一美君）** 今、委員長からる説明がありました。予算議案第7号と4号、あるいは国宿の1号に関する案件ですけれども、このことは、平成24年3月、前議会で納付金が納めにくいということで800万円の減額をしておりますね。さらには、平成25年度、そのことをジャンプするという条件で、あるいは完納するという条件で、また26年度は500万円という、いわゆる481万円と500万円、数字合わせですけれども、単純に納付金を減額して、26年度はただでさせますということのようですが、事あるごとに、いろんな市民の賛否があることは承知をしておりますけれども、この件に関しては全くそのとおりでよね、それを進めていかないかんよという声を全く聞きません、残念ながら。

だから、産業建設委員会として、これをまず認めた経緯、あるいはとりまく中で、それはそのとおりでせんかよという市民の声が大多数であったのか否かを含めてお聞きをいたします。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** ただいまの御質問でございますけれども、特に24年度、25年度、26年度、いろいろと質問、審査がなされましたけれども、この審査の中において、市民の方々の了解があったのかとか、あるのかということについての審査には及んでおりません。

**○6番（大六野一美君）** 市民から選ばれた議員として、市民の声を集約していくのは当然の責務だというふうに思ってます。私の周辺では、こういうことを全て認めていくようであれば議員な要らんがよ、議会は要らんがよという声すら出てきてるんですね。

ただ、先ほど言いましたように、事あるごとに賛否両論というのがあることは承知しております。しかし、その声の多い方向で決めていく、これが我々

に課せられた責務だというふうに私は思っております。

そういった意味で、産業建設委員会の委員の皆さん方の周りは、それはそのとおり、提案どおりせんかという声が多かったのかということを知っているんです。

それも答えていただきますが、それともう一つは3,400万円だった予算を500万円にするという、2,900万円減額をするということですね。過去の経緯をいろいろ調べてみますと、私どものいなかった議会時代のことですけれども、やっぱり前任の指定管理者が退会をするときのいろんな経緯を聞いてみますと、本当にこれが許される結論であるのかという思いなんですよ。

少なくとも先ほどから言ってますように、私の周辺では、ただ一人としてこれをそのまま進めんごよという声は、残念ながら聞いておりませんし、ただ一つあるとすれば、フレンド宇都の関係者から何も言わんじ、このまま、すまんがしてくれんか（「そんなのは言わんでいいんだが」と言う声あり）ということがありました。だから、委員会のあれをちょっどお願いしときます。

**○議長（下迫田良信君）** 静粛に願います。（「議事進行」と言う声あり）

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 産業建設委員会におきましては、さまざまな意見が出されたところであります。ただ、その中において、市民の賛同は得られないだろうとの意見が出されました。

そして、先ほども報告で申し上げましたとおり、3点、4点の、市は経営状況を把握し、早目に対応する必要があったのではないかと。指定管理者は苦しい経営を強いられており、指定管理者による管理は困難であるため、今後は市が運営すべきではないかと。今回の納付金の大幅な減額は常識では考えられない等々、今の質問議員がおっしゃる内容のことが慎重に審査されたと思っております。その中において、産業建設委員会が出した結論は、今ほど報告を申し上げたとおりのことでございます。

**○6番（大六野一美君）** 委員会は委員会としての結論で結構なんだろうが、少なくともこの件は市

民の目線に沿った形で事を進めていくべきだという思いは、最初から今も変わっておりません。そういう意味では、後ほど修正案も出てくるということですから、最終的な判断をしてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

**○9番（東 育代君）** 委員長報告について質疑をさせていただきます。

平成25年度の予算議案第7号、それから、国宿特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算と25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算に関連して質疑をいたしますが、3施設の収支状況の資料をいただきました。3施設にそれぞれ1人役員がいるとお聞きしておりますが、役員は、会社の役員なのか、それとも、それぞれの施設の役員なのか。それぞれの施設の支出となっているのか、役員手当の計上はどのようになっているのか。役員手当の計上のあり方について委員会で詳細な内容の審議がされなかったのでしょうかということを1点お聞きします。

もう1点は、さのさ荘の納付金の減額、それから、吹上浜荘の納付金の減額、温泉センター納付金の減額が合計で481万3,000円と示されておりますが、このことについては、電気料金の値上げ分を考慮した額とお聞きしておりますけれども、温泉センターは24年度末までであります。69万9,000円の黒字であり、利益が出ているのにもかかわらず、今回133万7,000円の納付金の減額について、委員会で詳細な内容、根拠についての審議がなされたのか、この2点をお伺いいたします。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 役員の報酬関係についてでございますが、当局の説明によりますと、役員の報酬を50%カットする、それから、15%カットするという意見が出されて、それは我々委員としても了解する、当然のことであると、身を削ることが大事なことではないかという意見がなされたところであります。

**○9番（東 育代君）** 温泉センターの黒字が出ているのは、

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 申しわけございません。その点につきましては、大変厳しい経営状況であることは、もう重々わかっているということで、指定管理者からの申し出も考慮し、より一層の経営努力を求めると言いながら、この委員会の修正案の提出に至ったということで御理解いただきたいと思っております。何しろ、とにかく経営者の経営努力、我々のこの委員会においては、さのさ荘、吹上浜荘、今後のこの交流人口の増大、これを考慮するときどうしてもなくてはならないという意見を当局の意見を斟酌しながら、こういうような結論に至ったということでございますので、御理解をお願いいたします。

**○9番（東 育代君）** 最初の質問は、役員手当の減額は説明を受けたんですが、役員は会社のほうの役員となって、会社のほうの本会計で役員手当の支出のある方があるのか、それとも3施設に1人ずつ役員がいると説明を受けましたので、その3施設で役員手当の支払いというのは計上されているのかということの、ちょっとそこら辺が審議がされたのかなということの質問でありました。

二つ目は、この納付金の減額についてですが、温泉センターについては、平成22年度、23年度と133万円ぐらいの前後の支出が計上されておって、24年度では収支の黒字が22年度、23年度、24年度と黒字の計上がなされているにもかかわらず、やはり、今回示された133万7,000円の減額の根拠について、詳細な内容について委員会で審議がされなかったのかということをお聞きしたところでした。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 先ほど申しましたように、経営者の50%、15%カット、そういうことについては申したとおりでございますけれども、ただいま、委員の質問の詳細にわたっての、そこまでは審査に及びませんでした。

それから、温泉センターの件につきましては、一括して当局からの説明もありましたし、我々のほうとしても、申しましたように指定管理者からの申し出も考慮し、より一層の経営努力を願いということで、このような修正の内容になったという次第でございます。



**○12番（中里純人君）** 先ほどに関連してお伺いしますが、予算審査特別委員会の一般会計予算の修正案質疑におきまして、提出者のほうより産業建設委員会の審査の中で、今回、提案されています水道光熱費の燃料の中に車のガソリン代が入っていることが明らかになった旨の説明がありましたが、ガソリン代は科目でいいますと車両費であると私は認識しているんですが、水道光熱費とは全く別物と考えますが、このことについて、委員会ではどのような審査がなされたのか伺います。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 確かに、今、質問されたとおり、そのことにつきましては、審査がなされました。ただ、この件につきましては、ガソリン代も、指定管理者の応募要領という中で、含めてよろしいというような説明があつて、委員会の中では、その内容について了承したというふうに理解がなされたと感じてるところでございます。

**○12番（中里純人君）** 次に質問いたしますが、同じく提案者の説明の中で、委員会では当局に対し委員会開催までに資料で不足する点についてチェックを求めた。当局が本当に平成25年度1月までの電気代領収書のチェックをしてきてくれたので、481万3,000円の補正を認めてあげるべきであろうと判断したとの発言がありましたが、委員会が賛成多数で可決された根拠は、そのようだったのか伺います。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 電気代のチェックにつきましては、先ほども。

**○議長（下迫田良信君）** 静かにしてください。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** 委員長報告で申し上げましたとおり4月から12月までについては請求書とちゃんとチェックは済ませてるということ、それから、1月から3月までの分については見込みで調査した結果、誤差がなかったということでの、この特別委員会での提案者の説明になってきているのではないかと感じております。

なお、申し添えますと、産業建設委員会におきましての申請者の説明はそこまでは及んでおりません。

以上です。

**○12番（中里純人君）** その資料の明細については委員長報告の中でお聞きしたので了解してありますが、

この当局が詳しく資料を提出してくれたことも可決された一因になっているのかということをお伺いさせていただきます。私は、予算審査特別委員会の議事録に基づいて質問を行っているわけですので御了承ください。

あと、新年度予算との納付金との関連がありますので伺いますが、提案されています電気代の補助については、委員から厳しい意見が続出したと伺っておりますが、481万3,000円とほぼ同額の466万6,000円が新年度の納付金として上乗せされてますが、この補正を賛成多数で可決、そして修正案を全会一致で可決された、このことについて関連はないのか伺います。

**○産業建設委員長（平石耕二君）** この会議録を読み返すに、そのことはうたわれておりませんので答えられませんけれども、直前に、この資料等が届いたということは一般会計のこの修正案の提案者が申し上げられているところでありまして、それから、後の質問につきましては、修正案につきましては、全会一致でありました。

ただ、電気料金のことにつきましては、賛成多数ということであると思っておりますけれども、それぞれのそのことについての、どのようにどういう理由で賛成なのか、全員賛成だったのか、反対だったのかということにつきましてはの審査は、特にその中においてはなされておられません。

**○議長（下迫田良信君）** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

まず、議案第29号戸崎漁港区域内の公有水面埋め立てについて討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第30号市道の廃止及び認定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、予算議案第7号平成25年度いちき串木野市一般会計補正予算（第6号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議がありますので、起立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第4号平成25年度いちき串木野市国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議がありますので、起

立採決します。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、簡水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市簡易水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、公下水特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市公共下水道事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市場特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市地方卸売市場事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算についてであります。本案は、産業建設委員長の報告のとおり、委員会から修正案が提出されておりますので、原案及び委員会の修正案について一括して討論を行います。

国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算及び委員会の修正案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。まず、委員会の修正案について起立により採決をします。

委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立少数であります。

したがって、委員会の修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決をします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。

したがって、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、漁集排特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市戸崎地区漁業集落排水事業特別会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、水道予算議案第1号平成26年度いちき串木

野市水道事業会計予算について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する陳情について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は採択されました。

次に、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長西中間義徳君登壇〕

**○予算審査特別委員長（西中間義徳君）** 私ども予算審査特別委員会に付託されました案件は予算議案1件であります。

去る3月7日、議長を除く議員全員による予算審査特別委員会が設置され、3月14日、17日、18日及び19日の4日間にわたり委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、審査の中での主なる意見等を中心に御報告申し上げます。

なお、審査に先立ち、予算議案に関する現地調査を実施したところであります。

予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算については、第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億9,600万円と定めるほか、第2条で継続費、第3条で地方債、第4条で一時借入金 の最高額、第5条で歳出予算の流用について定めようとするもので、前年度当初予算と比較すると、

1億200万円、率で0.7%の減となっております。

なお、本年度の予算については、1点目に子育て支援や高齢者支援の充実、2点目に企業誘致や地場産業の振興など産業面の振興、3点目に将来を見据えた社会基盤の整備と老朽化対策の推進が特徴的なものであるとのことであります。

それではまず、歳入の主なるものについて申し上げます。

1款市税は前年度に対し個人市民税において、景気の動向等を勘案し、個人所得額の減少に伴う減と、法人市民税においては、建設業や製造業で若干の伸びは見られるとのことでありますが、全体としては昨年の実績等をもとに減が見込まれております。

また、固定資産税は、償却資産の増と石油地下備蓄基地に係る国有資産等所在市町村交付金の減が見込まれております。

次に、9款地方交付税は、特別交付税において平成26年度から段階的な引き下げが予定されていたが、平成27年度までは現行の6%を維持することとされ、5,000万円増を見込んだとのことであります。

次に、12款、使用料及び手数料は、本年7月に開館する薩摩藩英国留学生記念館に配置される5台分のレンタサイクル料や観覧料等が新たに計上されております。

委員の中から、薩摩藩英国留学生記念館に配置されるレンタサイクルの台数等については、交流人口増を目指す観点からも、今後、検討してほしいとの意見が述べられたのであります。

次に、20款市債は前年度と比較して5億8,737万5,000円の減であります。平成26年度末の起債残高は約221億円で、このうち交付税措置分を除く実質の市の負担は86億円程度を見込んでいるとのことであります。

ちなみに、合併特例債の活用率は56.2%を見込んでいるとのことであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

まず、2款総務費においては、新規事業として平成28年1月から制度開始予定の「社会保障・税番号制度」に伴う住民基本台帳システム等の改修経費のほか、現在の勤労青少年ホームを廃止し、本年4月

から設置される上名交流センターの整備事業、市来駅前広場整備にあわせ設置される観光案内板設置事業、串木野港の利便性向上のための西薩中核工業団地駐車場整備事業などが計上されております。

委員の中から、「社会保障・税番号制度」、いわゆるマイナンバー制度のシステム導入については、セキュリティ対策に万全な対応を求める意見が述べられたのであります。

また、交流センターの整備に関し、まだ整備されていない野平地区については、できるだけ早い時期の設置に向け、地域と協議を進めるようにとの意見が述べられたのであります。

また、観光案内板設置事業については、設置場所等を十分に検討し、効果のあるものにすべきであるとの意見が述べられたのであります。

3款、民生費においては、私立保育所運営費や児童手当給付費のほか、老人保護措置費や生活保護扶助費、障害者給付費等が計上されております。

委員の中から、保育園の待機児童の発生が危惧されることから、待機児童を出さないよう対策を講じてほしい旨の意見が述べられたのであります。

次に、4款衛生費においては、新規事業として高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業等のほか、対象者を中学校卒業まで拡大し実施される子ども医療費助成事業や、最終処分場の工事費、合併処理浄化槽設置整備補助金などが計上されております。

審査の中で、高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業の周知方法等について質したところ、広報紙や防災無線での周知を考えているが、ワクチンは1回接種すると5年間は接種できず、行政には、これまでの個人の接種記録がないことから、個人通知はせず、本人申し出により接種の有無を確認した上で実施していきたいとの答弁であります。

また、委員の中から、効果を上げている不妊治療費助成事業について、治療を受けるタイミングも大切なことから、さらなる情報の提供、周知を図るようとの意見が述べられたのであります。

次に、6款農林水産業費においては、農業費で農産物の付加価値を高めるための6次産業化推進補助金や、肥育素牛導入保留緊急対策補助金などの新規

事業が計上されております。

委員の中から、若い新規就農者をしっかりと育てていくために、担当課においては、土壌分析や情報収集などを行うとともに、出荷先を含めノウハウの指導に努めるようにとの意見が述べられたのであります。

また、林業費で新規のわな免許取得者に対し免許取得に係る経費等の助成を含む鳥獣被害対策実践事業補助金、水産業費で串木野市漁協が魚食普及などのために設置するまぐろレストラン建設に対する種子島周辺漁業対策事業補助金などの新規事業が計上されております。

次に、7款商工費においては、バイヤー等を本市へ招聘し商談会を開催する市産品相談・商談会事業、さのさ荘及び吹上浜荘の継続利用等に関する調査を行う国民宿舎継続利用等調査事業、本年7月に開館する薩摩藩英国留学生記念館のオープニングイベント事業などの新規事業が計上されております。

審査の中で、国民宿舎特別会計繰出金に関して、指定管理者納付金を「500万円プラス剰余金の2分の1」とした理由について質したところ、さまざまな社会経済状況の変化を受け、厳しい経営状況にあることを踏まえながら、指定管理者と協議した結果であるとの答弁であります。

委員の中から、指定管理者の決算、剰余金算出の正当性をチェックする体制を強化すべきであり、当局として、しっかりと責任を持ち、危機感をもって対応していくべきであるとの意見が述べられたのであります。

次に、8款土木費においては、前年度に引き続き、住宅リフォーム事業補助金、麓土地地区画整理事業を実施するほか、新規事業として、市道別府・上名線改良事業や市営住宅水洗化事業などが計上されております。

次に、9款消防費においては、新規事業として、消防署に配備されているはしご車のオーバーホールに係る費用や本浦分団の消防ポンプ自動車更新、中央分団の小型ポンプ積載車更新などの消防施設整備事業のほか、自治公民館等が行う自主防災活動を助成するための自主防災活動助成金や、消防・救急無

線デジタル化事業などが計上されております。

委員の中から、消防施設の整備については、市民の生命財産を守る観点からも、早目の整備に努めるようにとの意見が述べられたのであります。

また、自主防災活動助成金を受けるために必要な自主防災組織の規約等については、ひな形を示すなど、組織が取り組みやすい状況をつくる必要があるとの意見が述べられたのであります。

次に、10款教育費については、新規事業として串木野高等学校支援対策事業補助金、串木野西中学校耐震補強等事業、図書館改修事業、市民文化センター調光器盤整備事業、長崎鼻ソフトボール場改修事業のほか、NHKのど自慢誘致事業などが計上されております。

委員の中から、市教育支援センター事業と不登校の状況に触れ、子どもたちが早く学校に復帰できるように、施設の充実を求める意見が述べられたのであります。

また、英語のまち、いちき串木野推進事業については、ブランド化を目指す取り組みがなされることで、小中学校だけでなく市民へも周知を進めるべきではないかとの意見が述べられたのであります。

次に、12款公債費20億1,419万1,000円は、前年度に比較し2億354万5,000円の減で、減の要因は、平成10年度に借り入れた清掃センターの起債償還が終了したことによるのであります。

以上が、歳入歳出の主なるものであります。本案については、委員から修正案が提出されております。

内容としては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億9,600万円から153億9,133万4,000円に修正するもので、歳入の17款繰入金、財政調整基金繰入金2億7,500万円を2億7,033万4,000円に、歳出の7款商工費の国民宿舎特別会計繰出金5,845万2,000円を5,378万6,000円とするのであります。

修正に係る指定管理者納付金については、さのさ荘は、2,000万円から500万円を差し引いた残りの1,500万円の3分の1の500万円に、吹上浜荘は、840万円を3分の1の280万円に、温泉センターは560万円を3分の1の186万6,000円に、合計966万

6,000円とするものであります。

なお、加算する剰余金の2分の1については、協定書のとおり4分の1とすべき旨の意見が述べられたのであります。

修正案については、採決の結果、賛成少数で否決され、原案について採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の経過の概要と結果についての報告を終わります。

**○議長（下迫田良信君）** ここで申し上げます。

議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。御了承ください。

これより、予算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっている予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算に対しては、提出者福田清宏議員、宇都耕平議員からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、修正案提出者の説明を求めます。

〔17番福田清宏君登壇〕

**○17番（福田清宏君）** 予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正案をここに提出いたします。

提案理由について申し上げます。

去る3月12日に開催された産業建設委員会において、国宿特予算議案第1号平成26年度いちき串木野市国民宿舎特別会計予算に対する修正案は全会一致で可決されました。

先ほど、日程第20において委員長報告が行われ、採決の結果、賛成少数により否決されました。産業建設委員会における修正案について委員長の報告と重なるところもありますが、述べさせていただきます。

平成26年度当初予算に対する市長からの訂正は、指定管理者納付金3,400万円を500万円に減額し、剰

余金の2分の1を加算することとあります。産業建設委員会においては、当局から提出された資料をもとに審査を行い、議員間の討議に加え、2回にわたる議員全員協議会での議員各位の厳しい発言をも考慮し、指定管理者としてその責務を全うしていただくことを念頭に置き、より一層の経営努力のもとに売上金から経費を差し引いた金額をおおよそ1,000万円と推計し、三つの施設への案分の仕方は、平成25年度補正予算後の納付金2,900万円を基本として平成26年度の納付金を、さのさ荘については2,000万円から3施設にかかる電気料金に見合う500万円を差し引いた額1,500万円の3分の1の500万円に、吹上浜荘については840万円の3分の1の280万円に、温泉センターについては560万円の3分の1の186万6,000円に、したがって、3施設の平成26年度納付金を合計966万円とするもので、市長から訂正された500万円に466万6,000円を追加するものであります。

なお、剰余金の2分の1を加算することについては、年度協定書のとおり当該年度において剰余金が生じた場合には、その4分の1を追加納付金として納めることにいたします。よって、歳入歳出予算事項別明細書において、2.歳入の2款繰入金1項1目1節一般会計繰入金5,845万2,000円を5,378万6,000円に、3款諸収入1項1目雑収入1節指定管理者納付金500万円を966万6,000円にするものであります。

以上が産業建設委員会において可決した修正案の内容であります。

このことに鑑みて、本日、提出いたしました予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正案は次のとおりであります。

第1条において歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億9,600万円から153億9,133万4,000円に修正する。

第1条第2項第1表歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳入において17款繰入金1項基金繰入金7億4,552万6,000円を7億4,086万円に、歳出において7款商工費1項商工費3億7,619万3,000円を3億7,152万7,000円に修正する。あわせて、歳入歳

出予算事項別明細書の3ページにおいて、三つの施設の平成26年度納付金を466万6,000円増額したことに伴い、2. 歳入の17款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金2億7,500万円を2億7,033万4,000円に、3. 歳出の7款商工費1項商工費3目観光費28節繰出金国民宿舎特別会計繰出金5,845万2,000円を5,378万6,000円に修正するものであります。

今回のような当初予算の訂正は、私が知る限り初めてのことであり、昨年の9月ごろから各課の聞き取りから始まり、議員間、職員間において、ともに慎重審査の上に作成され、市長から提案された平成26年度一般会計予算が、予算審査特別委員会の審査に付する前に訂正されることになるとは思っても寄らないものであります。

私どものいちき串木野市議会は2回にわたる議員全員協議会での議員各位の厳しい発言や予算審査特別委員会における発言を踏まえ、毅然たる態度で議決に臨み、市民の負託に応えるために議員各位の真心からの賢明なる御判断のもと、修正案に賛成していただきますようお願いを申し上げます。

以上をもって予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算に対する修正案の提出についての提案理由といたします。

よろしく願いをいたします。

**○議長（下迫田良信君）** これより、ただいまの修正案についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算については修正案が提出されていますので、原案及び修正案について一括して討論を行います。

予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算及び修正案について宇都耕平議員の討論を許します。

〔16番宇都耕平君登壇〕

**○16番（宇都耕平君）** 観音ヶ池の桜の花も満開に

近くなっております。いちき串木野市の前途洋々たる新年度を迎えるに当たり、不本意ではありますが、私は平成26年度いちき串木野市一般会計予算については反対の立場で討論いたします。

市民生活にとっては直接的かつ間接的に影響を受ける部分もあり、申しわけなく思いますが、新年度予算の計上については訂正議案として提案された内容は指定管理者納付金を3施設3,400万円を500万円に見直すためでありました。説明では平成25年12月24日に相談を受けたとのこと。選挙後の議会とはいえ、平成25年度12月議会中のことでありました。このような重要なことをなぜ会期中に内容説明できなかったのか不思議でなりません。私は、結果的に議会軽視も甚だしいと思っております。会期中に内容説明があれば、年末年始にかけて十分に検討、論議できたと考えております。また、新年度予算の訂正という事案などなかったと思えます。

新年度はすっきりとした形でいちき串木野市が船出し、市民の皆さんが安心・安全な生活ができ、地場産業の経済浮揚が図られるようにするのが我々議会の務めであり、執行機関の責任であります。まして、我々議会は提案された議案について市民の負託を受け、しっかりとチェックを行い、市民に対し申し開きができる議決を行わなければなりません。

今回の訂正された平成26年度いちき串木野市一般会計予算については市民に対し、申し開きができるような訂正ではありません。納付金500万円の積算根拠も曖昧に感じられます。議会のチェックアンドバランスは必要と思えます。平成26年度いちき串木野市一般会計予算については認めるわけにはいきません。よって、反対します。議員の皆様、良識、常識ある判断をよろしく願いいたします。

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** ほかに討論なしと認め、採決します。

まず、修正案について起立により採決をいたします。

修正案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立少数であります。  
したがって、修正案は否決されました。  
次に、原案について起立により採決をします。  
原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（下迫田良信君）** 起立多数であります。  
したがって、予算議案第1号平成26年度いちき串木野市一般会計予算は原案のとおり可決されました。

---

△日程第25 予算議案第2号

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第25、予算議案第2号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。  
市長に提案理由の説明を求めます。

[市長田畑誠一君登壇]

**○市長（田畑誠一君）** 今回、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第2号平成26年度いちき串木野市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正予算は、国の平成25年度補正予算に伴うもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,912万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,512万3,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において3款民生費で消費税率引き上げに伴う低所得者子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的に措置された臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金にかかる事業費を計上するもので、これに見合う歳入は13款国庫支出金に全額を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願いを申し上げます。

**○議長（下迫田良信君）** これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま、議題となっている予算議案第2号については会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

△日程第26 議案第31号

**○議長（下迫田良信君）** 次に、日程第26、議案第31号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。

[議会運営委員長大六野一美君登壇]

**○議会運営委員長（大六野一美君）** ただいま、議題とされました議案第31号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組織機構の見直しが議決されたことに伴い、本市議会の委員会条例中、産業建設委員会の所管を規定した条項について改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長（下迫田良信君）** これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

引き続き、議員全員協議会を開きますので、議員の方々は議員控室にお集まりください。

なお、執行部の方々は、そのまましばらくお待ちをいただきたいと存じます。

休憩 午後0時09分

—————

再開 午後0時15分

**○議長（下迫田良信君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、産業建設委員長から意見書案第1号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について日程に追加し、議題とすることに決定しました。

△追加日程第1 意見書案第1号

**○議長（下迫田良信君）** 追加日程第1、意見書案第1号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出についてを議題とします。

産業建設委員長の趣旨説明を求めます。

〔産業建設委員長平石耕二君登壇〕

**○産業建設委員長（平石耕二君）** ただいま議題に供されました意見書案第1号TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書の提出について趣旨説明を申し上げます。

TPP交渉については、昨年末までの妥結を目指して進められてきましたが、年内妥結に至らず、本年2月に開催されたTPP閣僚会合においても難航分野で各国の隔たりが埋まらず、今後も引き続き協議を続けていくこととなりました。

政府は、農林水産分野の重要5品目など聖域の確保を優先し、確保できない場合は、脱退も辞さないこととした国会による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、今後も国益をかけた厳しい交渉が続くと予想されますが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければなりません。

他方、交渉が大詰めに迎えた今もなお、これまで交渉内容についての十分な情報は開示されないままです。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、政府は早急に十分な情報を開示すべきであります。よって政府に対し、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を提出しようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたしたく、提案した次第であります。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

**○議長（下迫田良信君）** これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これより、討論・採決に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（下迫田良信君）** 討論なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第27 閉会中の継続審査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第27、閉会中の継続審査についてを議題とします。

お手元に配付した申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定しました。

△日程第28 閉会中の継続調査について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第28、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配布した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定しました。

△日程第29 議員派遣について

○議長（下迫田良信君） 次に、日程第29、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下迫田良信君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（下迫田良信君） この際、市長から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔市長田畑誠一君登壇〕

○市長（田畑誠一君） 提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、議決していただき、まことにありがとうございました。平成26年度のいちき串木野市政の方向とその内容を確定していただいたところであります。

執行に当たりましては、議決の趣旨、御意見等を尊重して誠実に対処してまいる所存であります。

議員の皆様方の御指導をよろしくお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。

△閉 会

○議長（下迫田良信君） これで、平成26年第1回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時23分

## TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

TPP交渉は、昨年末までの妥結を目指して進められてきたが、年内妥結に至らず、本年2月にシンガポールで開催されたTPP閣僚会合でも市場アクセス、知的財産、環境、国有企業などの難航分野で各国の隔たりが埋まらず、引き続き協議を続けていくこととなった。

政府は、農林水産分野の重要5品目など聖域の確保を優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした国会による決議を守るとの交渉姿勢を堅持しており、決議は実質的な政府方針となっている。今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、現在の姿勢を断固として貫かなければならない。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報開示は必要不可欠である。交渉を主導してきた米国でさえも、自らの議会から情報開示を求められており、我が国でも早急に十分な情報を開示すべきである。

よって、政府におかれては、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう強く要望する。

### 記

1. TPP交渉において、国会の衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること
2. TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること

## 閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

### 記

- 1、件名 陳情第12号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情
- 陳情第13号 川内原発3号機増設白紙撤回を求める陳情
- 陳情第14号 原子力発電推進から脱却し原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情
- 陳情第15号 川内原発1、2号機の再稼働並びに3号機増設白紙撤回についての陳情
- 陳情第16号 川内原発1、2号機の再稼働に反対する陳情
- 陳情第18号 川内原発1、2号機の再稼働を認めないことを求める陳情
- 陳情第19号 川内原発1、2号機の再稼働に反対し、自然エネルギーへの転換を求める陳情
- 陳情第20号 川内原発の拙速な再稼働に反対する陳情

- 2、理由 さらに十分審査のため

平成26年3月26日

総務委員会

委員長 中村敏彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田良信様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. エネルギー問題と防災対策（原発を含む）について
  2. 行財政改革について
  3. 自治活動のあり方（人口減少対策を含む）について

平成26年3月26日

総務委員会

委員長 中 村 敏 彦

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 環境問題について
  2. 教育問題について
  3. 健康問題について
  4. 福祉問題について
  5. 医療費抑制について

平成26年3月26日

教育民生委員会

委員長 東 育 代

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 事 件
1. 農林水産業の振興策について
  2. 商工・観光・交通運輸について
  3. 公共事業（社会資本整備）について

平成26年3月26日

産業建設委員会

委員長 平 石 耕 二

いちき串木野市議会

議長 下迫田 良信 様

---

## 議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 記

#### 1. 議会議員研修会

- (1) 派遣目的 議員の政策形成等の能力向上に資するため
- (2) 派遣場所 市内（いちき串木野市役所串木野庁舎）
- (3) 派遣期間 平成26年4月22日
- (4) 派遣議員 全議員

#### 2. 市民と語る会

- (1) 派遣目的 議会活動状況を市民に直接報告し、議会に対する理解を深めてもらうとともに、市民からの批判や意見、提言等を聴取し、議会運営に反映させる。
- (2) 派遣場所 市内一円（各地区交流センター等16カ所）
- (3) 派遣期間 平成26年5月12日～17日
- (4) 派遣議員 全議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員